

アジア競技大会(2010/広州)馬場馬術競技 代表人馬選考方法

標記大会の代表選手の選考にあたっては、選考競技会の結果をもとにオリンピック等対策委員会(以下「委員会」という)で選考し、理事会の承認をもって決定する。ただし、対象者が少なく委員会が不要と判断した場合は選考競技会を実施しないことがある。

選考の方法については以下の手順に従って実施する。

1. 選考競技会の開催

2009年12月25日において、2010年アジア競技大会馬場馬術競技日本代表人馬を選考するにあたり対象となる選手が5名以上の場合、2010年6月から8月の期間に選考競技会を実施する。選考競技会は、参加申し込みに対応して欧州および日本国内で実施する。

2. 選考競技会の参加条件

- (1) 選手、馬匹所有者ともにアジア競技大会に参加する意思があること。
- (2) 日本馬術連盟会員で騎乗者資格A級を有する選手であること。
- (3) 日本馬術連盟の乗馬登録がある馬匹。代表または補欠に選考された場合はFEIパスポートを取得しなければならない。
- (4) 2009年7月1日以降のCDI、CDNもしくは日馬連主催または公認競技会で実施されたセントジョージ賞典以上の課目(自由演技を除く)で最終得点率60%以上を得ていること。
- (5) 参加する馬匹は、選手の責任においてアジア競技大会組織委員会が要求する衛生要件(予防接種および検査履歴等)を満たしていなければならない。

3. 競技方法

- (1) 日本と欧州での選考競技会は、同一の審判員が審査する方式で実施する。
- (2) 2もしくは3名の外国人FEI馬場馬術審判員により審査を行う
- (3) 欧州での選考競技会に参加する人馬がない場合は、国内において外国人審判員を含む審判員により選考競技会を行う。
- (4) 選考競技会ではアジア競技大会で実施される団体の運動課目を2日間にわたり各1回審査する。団体戦では、FEIヤングライダー・プレミナリーテスト2009が予定されている。
- (5) 選考競技会においては、競技出場の前に出場馬のインスペクションを実施し、競技期間中に出場馬を対象に薬物検査(「JEF ドーピング防止および薬物規制規程(JADMC)」第22条第4項の選考補助検査)を実施することがある。
- (6) 日程

第1日目	打ち合わせ会
第2日目	練習(競技場開放)
	FEIヤングライダー・プレミナリーテスト2009
第3日目	FEIヤングライダー・プレミナリーテスト2009

4. 選考方法

- (1) 2 日間の得点率合計の順位により、代表 4 人馬および補欠 1 人馬を選考する。複数の馬で参加した選手については、最も成績の良い人馬の組み合わせをもって選手の順位とする。複数の馬で参加し、選手としての順位が第 4 位以内の場合であって 2 頭目の成績が補欠選手よりも上位の場合は、当該選手の予備馬として取り扱い、予備馬は補欠人馬に優先する。
- (2) 得点率合計が同じ場合は、2 日間の総合観察点の合計が高い人馬を上位とする。さらに、同じ場合には、2 日目の総合観察点が高い人馬を上位とする。
- (3) 選考競技会の上位 3 名の平均得点率が 63%未満の場合、チームを編成せず個人として 2 名または 1 名の代表を選考することがある。また、2 日間の平均得点率が 60%に満たない場合は、4 位以内であっても代表人馬として選考しない。
- (4) 代表および補欠馬の獣医検査および薬物検査(「JEFドーピング防止および薬物規制規程(JADMC)」第 22 条第 4 項の選考補助検査)を実施することがある。なお、検査結果によって代表人馬を補欠人馬と入れ替えることがある。
- (5) 代表人馬が決定した後においても、獣医師の診断等を基に、馬匹の健康状態に不安がある場合は、補欠人馬と入れ替えを行う場合がある

5. 選考競技会日程・場所

(1) 欧州

実施日 2010 年 6 月から 8 月の間

会場 欧州

(2) 国内

実施日 2010 年 6 月から 8 月の間

会場 御殿場市馬術・スポーツセンター

6. 参加申し込み

予備申し込み(調査)	2009 年 12 月 25 日(選手のみ)
選考競技会参加申し込み	2010 年 5 月 10 日～31 日(選手と馬匹)
申し込み先	104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 社団法人日本馬術連盟『アジア競技大会係』

1. 広州への輸送および輸出入検査

- (1) 輸出検査所に入厩させるのは代表馬のみとし、補欠馬は広州への輸出検査の対象としない。なお、代表選手の予備馬の検査所への入所については、すべての経費および責任を選手が負担する場合に限り認める。ただし、広州への輸送は行わない。
- (2) 輸出入検査に関わる施設及び検査経費は連盟が負担する。
- (3) 競技場(輸送中を含む)における飼料は出発地から持ち込まず現地での調達を原則とし、現地調達飼料の経費は連盟が負担する。特別な飼料を持ち込む場合は各自の責任により手配すること。

- (4) 検疫所から広州および広州から帰国する馬の輸送費用は連盟の負担とする。
- (5) 選手および馬管理者 1 名の活動拠点と広州間の旅費および広州での滞在経費(対象競技期間中)は連盟が負担する。
- (6) 上記以外の諸経費は選手の負担とする。
- (7) 検疫所への入所前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。

2. その他

- (1) 選考競技会参加における選手および選手関係者の宿舎は、各自で手配すること。
- (2) 選考競技会のための馬の輸送および選手の移動は、各自の責任において実施すること。
- (3) 選手は、活動を中断あるいは停止することとなった場合、医師あるいは獣医師の診断書を添えて馬場馬術本部に提出すること。
- (4) 代表人馬となった場合であっても、獣医師の診断等を基に、監督が馬匹の健康状態に不安があると判断した場合は、補欠人馬と入れ替えを行う場合がある。
- (5) 「JEF ナショナルチームの行動指針」に反する行為があった場合は、選考競技会の結果に関わらず資格を取り消す場合がある。
- (6) 補欠人馬との入れ替えおよび欠員補充等については、監督の判断を基に委員長の承認を得て行うものとする。